

クリーンな地球を目指す投資

本資料は、SBIグローバルESGバランス・ファンド「グリーン・インパクト」の投資対象である外国投資信託のLOファンズ - グローバル・クライメイト・ボンドの運用を行っているロンバー・オディエと Affirmative Investment Management (以下、AIM社) が作成いたしました資料を基にSBIアセットマネジメントが編集作成いたしました。

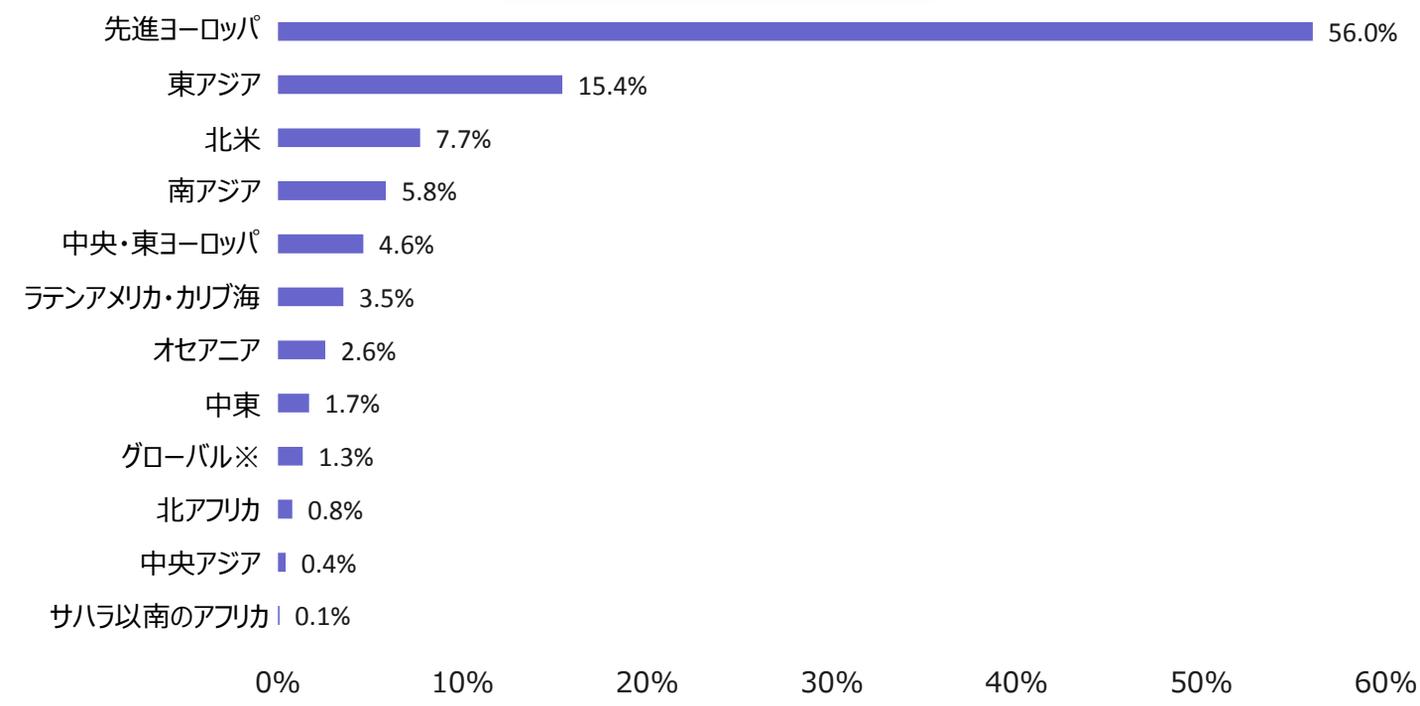
はじめに

気候変動問題はかつてないほど深刻な問題であり、解決に向けて国際社会が協力して取組みを強化していかなければなりません。インパクトボンドは、流動性の高いポートフォリオの一部として、環境や社会にポジティブなインパクトを与え、この喫緊の課題を支援しています。

LOファンズ - グローバル・クライメイト・ボンド

LOファンズ - グローバル・クライメイト・ボンド (以下、当ファンド) は、ロンバー・オディエ・インベストメント・マネジャーズ (LOIM) とアファーマティブ・インベストメント・マネジメント (AIM社) の戦略的提携により、2017年3月に設定されました。当ファンドの主な目的は、気候変動問題解決に向けて温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」、または被害を回避・軽減させる「適応」を目的としたプロジェクトへ投資家の資金を提供することです。これまでに当ファンドが投資したインパクト債券を通して支援活動した国は**90か国以上**に上ります。

2018年地域配分



【出所】ロンバー・オディエおよびAIM社からの提供資料より、SBIアセットマネジメント社にて編集作成。
 ※グローバル分類は、先進国および新興国を通じたプロジェクトを意味しています。

クリーンな地球を目指す投資

気候変動問題への対応

気候変動問題への対応は、「緩和」と「適応」の2つに大別されます。「緩和」のための方策は主に温室効果ガスの排出抑制であり、「適応」のための方策は気候変動による影響に直接的にアプローチするものです。2018年はこの「適応」プロジェクトに対しポートフォリオの約14%の資金を提供し、2017年の約8%から上昇しました。



写真はイメージです



写真はイメージです

世界銀行グループの国際復興開発銀行 (IBRD) が発行したグリーンボンドを通じて、中国福建省のプロジェクトを支援しました。中国の南東海岸は台風の発生源に近く頻繁に被害を受けるため、緊急対応システムの改良など一連の「適応」プロジェクトを支援するために調達資金が利用されました。その結果、約1万1,000人の漁業関係者とその家族 (約6万4,000人) が強烈な気象現象に対する警戒と対策の強化につながりました。

また、ポートフォリオを通して支援したその他のプロジェクトは、

- ✓ インドのジャイプール州での地下鉄建設
- ✓ ノルウェーのグリーン・ビルディングの新設
- ✓ パリ郊外のグリーン・オフィス複合施設の建設など多岐にわたります。

投資家は、環境に実質的な効果をもたらす投資機会や、投資結果が持続可能な形で影響をもたらす投資機会により一層の関心を寄せています。投資家からの需要の高まりを受け、我々は一般的な投資適格債券のポートフォリオと比べて、より高い利回りと長期保有を目指しながら、環境や社会にポジティブなインパクトを生み出すことを目的とした、様々なポートフォリオを構築しています。

クリーンな地球を目指す投資

ロンバー・オディエグループについて



【1796年に創設された世界有数のプライベート・バンク】

ロンバー・オディエはスイスのジュネーブにて創業した、200年を超える歴史を有する欧州最大級のプライベートバンクです。創業以来、パートナーが全額出資し経営する独立した経営体制を維持しています。

【インパクト投資】

ロンバー・オディエグループはインパクト投資を行っています。インパクト投資は、新しい投資哲学として急速に成長しているだけでなく、社会的責任、投資リターン、投資リスクに対する投資家の考え方に挑戦するものでもあります。

【世界24カ国に業務を展開】

世界24カ国、28拠点にて業務を展開し、約2500人の従業員を有しています。運用資産残高は2,940億米ドル（約31兆円*）に及びます。

*2019年6月末現在（円換算レートは1ドル=108.00円を使用）

AIM社について



気候変動及び社会的に貢献できる戦略の提供に特化した初めての運用会社です。インパクト債券市場の開設と発展に大きく貢献した実績を有します。本社をイギリスに置き、米国やオーストラリアにも拠点を展開しています。

AIM社の運用チームについて

- ・大手運用会社CIO経験者を中心に、債券運用の分野にて業界最高水準の経験を有するメンバーが運用に従事。幅広いグリーンボンド分野から魅力的な銘柄を発掘する能力を有します。
- ・サステナビリティ調査・方針部門長であるJudith Moore博士は世界銀行の元コーポレート責任 部門長で、世界銀行ではグリーンボンド発行時のプロジェクト適正基準の最初の枠組みを構築しました。（2009年に世界銀行が最初のグリーンボンドを発行。）

ご留意事項

投資リスク

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建て資産には為替リスクもあります。したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。**信託財産に生じた**利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。**また、**投資信託は預貯金と異なります。**本ファンドの基準価額の主な変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「流動性リスク」などがあります。 ※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。>

当ファンドに係る費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に 3.24% (税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 ※消費税が10%となった場合は3.3%となります。
信託財産留保額	換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.1% を乗じた額をご換金時にご負担いただけます。
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に 年1.1556% (税抜: 年1.07%) を乗じて得た金額とします。 ※消費税が10%となった場合は年1.177%となります。
その他の費用及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用、目論見書・有価証券届出書・有価証券報告書・運用報告書作成などの開示資料の作成、印刷にかかる費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただけます。これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からのお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	次のいずれかに該当する場合は、原則として購入・換金の受付を行いません。 ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・委託会社が指定する日
申込締切時間	原則として午後3時まで販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2029年5月28日まで（設定日：2019年5月30日）
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰上げて償還させる場合があります。 ・各ファンドの受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年5月28日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、収益分配の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。